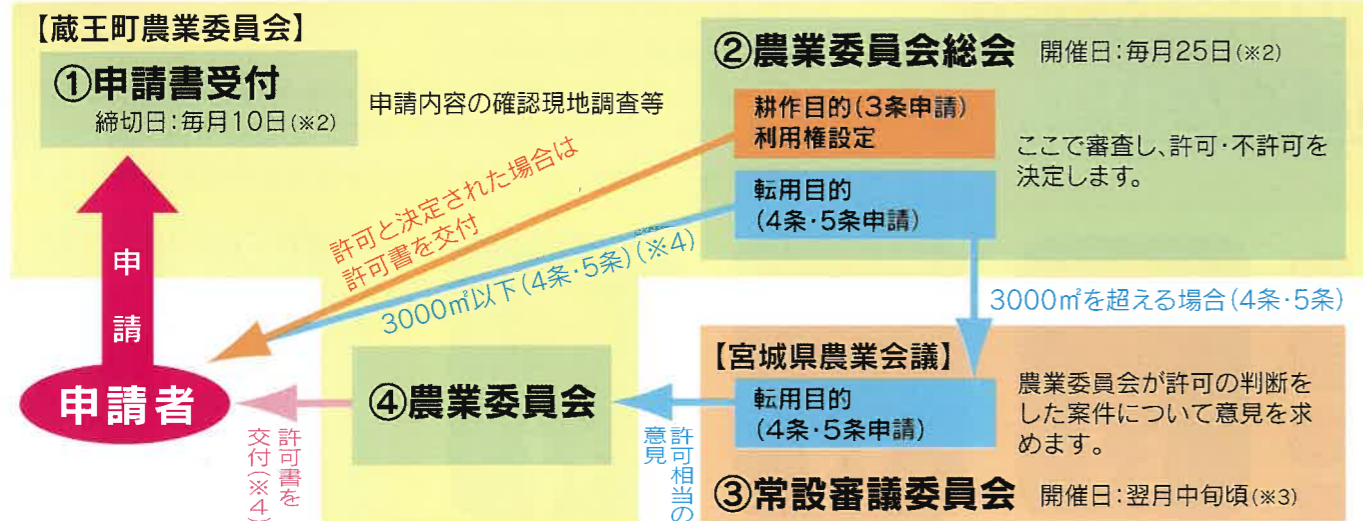


農業委員会への申請スケジュール

田や畑を貸し借り(※1)したり、売買や贈与等によって所有権を移転したり、農地以外の目的に使用しようとするときは、農地法による許可が必要です。申請から許可までの流れは次のとおりです。



- ※1 耕作目的での農地の賃借をしたいときは、農地法第3条ではなく、農業経営基盤強化促進法によって利用権を設定する方法もあります。
- ※2 12月や土日祝日などの場合には、変更となることがありますので事前にご確認ください。
- ※3 転用の場合県知事許可については、申請スケジュールが異なります。
- ※4 転用許可を受けた土地については、後のトラブル防止のために、地目変更登記をしておきましょう。

農業者年金に関するお知らせ

～農業経営と老後の生活を安全・安心サポート～

Q 農業者年金の加入要件ってあるの？

A 農業者年金の加入要件は下記の3つのみ。この加入要件をすべて満たしていればどなたでも加入することが出来ます。例えば、農地を所有していない方や配偶者なども加入することが出来ます。

加入要件

- ①60歳未満の方
- ②国民年金第1号被保険者の方
(但し、保険料納付免除者でないこと)
- ③年間60日以上農業に従事する方

将来国民年金のみで大丈夫ですか？

女性農業者のみなさんもあなた自身の年金を！！

※現在全体加入者の約3割が女性と女性の加入者も増加傾向にあります。
農業者年金は夫婦そろって加入しましょう。

Q 農業者年金の特徴とメリットを教えてください

A 特徴とメリットは以下の通りと、魅力がたくさんあります。

- ①少子高齢化に強い積立型年金
- ②終身年金で80歳までの保証付き
- ③保険料の額を2万円～6万7千円まで自由に決められる
- ④保険料は全て税制上の優遇措置対象となり節税効果あり
- ⑤認定農業者には一定の条件にて国庫補助あり

備えあれば
憂いなしじゃな！



※農業者年金を受給していた方が亡くなられた場合は、みやぎ仙南農協 蔵王支店まで届出が必要です。

全国農業新聞のご案内

全国の農業情報はもちろんのこと、地域に特化した記事も多数あります。是非、ご購読ください。
毎週金曜日発行 購読料 月700円(送料、消費税込)
全国農業新聞に関するお問い合わせは、蔵王町役場農業委員会まで。

いただきます。

令和3年3月の農業委員会だよりに掲載

農業者作業料
労働賃金の標準額

賃借料情報

農地の

蔵王町の

今回の農業委員会だより

- 新農業委員、農地利用最適化推進委員のご紹介2・3P
- 農業委員会を通さない売買・賃借はダメ!!2・3P
- 農業者年金に関するお知らせ4P
- 農業委員会お知らせ4P

令和2年10月30日発行

蔵王町

農業委員会だより



蔵王町農業委員会事務局
☎0224-33-3003



蔵王町農業委員会
会長
武田 明夫

ごあいさつ

町民の皆様には、日頃より農業委員会活動に対し深いご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。この度、農業委員会の委員改選が行われ、再度会長職に就任いたしました。会長という重責を仰せつかり身の引き締まる思いですが、委員各位や事務局の協力のもと、蔵王町の農業振興のために精一杯務めて参ります。

さて、全国的な新型コロナウイルス感染症の拡大により、私達の生活に大きな影響を受け、外出や旅行等の自粛を行わざるを得ない状況にあります。地域経済への深刻な影響もあり、感染防止対策と社会経済活動の両立が急がれる所です。農業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、遊休農地や耕作放棄地が増加しており、様々な条件下の農地が多く見られ、発生防止に取り組んでおります。

私達、農業委員・農地利用最適化推進委員は、農家の皆様の代表として、将来へ引き継ぐべき農地や地域農業を支える皆様を支援する事が出来るよう、委員一丸となり取り組んで参りますので、今後ともご指導ご協力をお願い申し上げます。

蔵王町農業委員、農地利用最適化推進委員のご紹介

蔵王町農業委員のご紹介

農業委員につきましては、公選制が廃止され、議会の承認を得て、町長が9名の委員を任命しました。任期は、令和5年7月19日までとなっております。



会長
武田 明夫
(向山)



会長職務代理者
平間 栄
(矢附)



村上 利雄
(小村崎)



山家 一彦
(永野)



勅使瓦 幸一
(山の入)



佐藤 ゆり
(沢内)



佐藤 良彦
(小村崎)



玉根 可奈
(七日原)



菅井 啓二
(遠刈田)

皆様にとって身近な農地の相談役です。
お気軽にお声かけ
ご相談ください。

農地利用最適化推進委員のご紹介

農地利用最適化推進委員とは
町内担当地区の農地利用の最適化を推進します。具体的には、担い手への農地の利用集積・集約化の推進や遊休農地の発生防止、解消。農業への新規参入の促進などの活動を行います。

円田地区



三沢 敏朗



山家 文一



齋藤 秀俊

平沢地区



村上 智彦



大和 憲男



會田 照



平間 昭男



鈴木 好和

永野地区

宮地区



山家 照雄



川村 富士男



我妻 義明

遠刈田地区

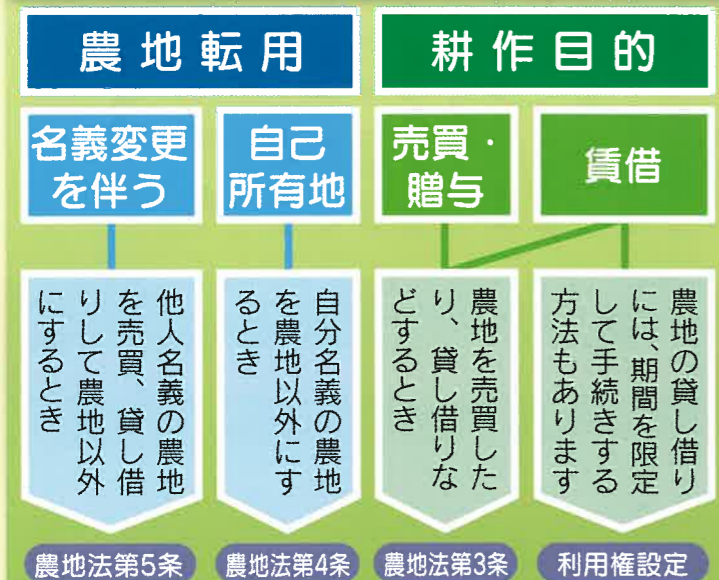


佐藤 雄一



杉山 由美子

農地の売買・農地を農地以外にするには
農業委員会の許可が必要です!!



農地を転用するって何？

農地を転用するというのは、農地を農地以外にすることをいいます。例えば農地を住宅、駐車場などの施設用地にすることがこれに該当します。基本的には人の意思によって耕作できない環境にすることは、転用に該当します。
また、農地転用は、どの農地でも行えるものではありません。優良農地を守るため、農業委員会において定められた許可基準に照らして、許可できるかどうか公正に審査します。

農業委員会を通さない売買、賃借はダメ!!

口約束だけでは農地の貸し借りは認められません。

農業委員会を通さない、正式な手続きのない貸し借り、売買などについては、農地法上無効となります。また、大きなトラブルの原因となります。

農地の貸し借り、売買をする場合は、きちんと農業委員会へ申請をお願いします。